

一では

(1) 輸産産業の統制及当該産業に於ける最低賃銀の決定等も考慮しうべき也

(2) これよりも実現性豊富なる対策としては、童府労働時間、婦人及少年の夜業禁止、週休制の四條約案の即時批准を断行する事は最も適当かつ緊急の対策である。

第二號議案

第十八回国際労働総会議に對する態度の決定

右については原則として総会に於ける労働団の決定に従ふべきであるが殊に、(一)労働時間短縮に關する件、(二)失業を扶助方法及失業保険に關する件は現下の最重要問題である失業対策の一なるを以て全面的にこれに賛意を表すべきである。

其他の議題については労働団の決定と相俟つて適宜労働代表一行に於て適切なる態度をとるべきである。

第三號議案

亞細亞労働会議に對する態度の決定

右については第三回執行委員会に於て右の如く決議した。

(1) 菊川労働代表一行を以つてこの問題につき支那印度二国側と接衝する代表者として鮎沢氏の援助を期待する事

(2) 会議地としてはセイロン島コロンボを希望し印度側と都合によつては壽府に於てなす事

(3) 規約宣言等は確定的のものとなす事

然るに最近印度側よりコロンボにて会議を相く事に異議なき旨回電ありたるを以て書記局よりコロンボ南部商会(錫蘭島コロンボ市レクラメイレオン路ニ、南部慶三氏)に宛て会議席場其他の斡旋を依頼する旨電報及手紙を発送した。

規約に就ては一九一九年米窪代表渡印レ印度側と假協定せる「亞細亞労働會議規約案」中左記要点を日本側意見として主張すること。